

令和5年5月11日

職員の懲戒処分について

国立大学法人福井大学職員懲戒規程に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者の役職等

教育学部附属特別支援学校教諭（40代）

2. 処分年月日

令和5年5月11日

3. 処分の内容

懲戒解雇

4. 事案の概要

被処分者は、令和3年5月から令和4年5月までの間、4回にわたり、本学教育学部附属特別支援学校女子トイレに小型カメラを設置し、撮影した。

また、令和4年6月2日、本学教育学部附属特別支援学校女性職員用トイレに侵入し、小型カメラを設置したとして、同年6月4日、建造物侵入及び福井県迷惑行為等の防止に関する条例違反の疑いで逮捕された。その後、福井区検察庁に略式起訴され、令和5年4月12日に罰金50万円の略式命令を受けた。

【処分の公表に際して】

本学職員によるこのような行為につきましては、教育に携わる者として決して許されるものではなく、学校教育に対する信頼を大きく裏切るものであり、また、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを心より深くお詫び申し上げます。

本学といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなことを起こさないよう、再発防止に努めてまいります。

国立大学法人福井大学長
上 田 孝 典